

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、全ての人々が自分らしい生き方を選択でき、心豊かに暮らすことができる社会であり、私たちが目指すべき社会です。また、男女共同参画の視点は、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえで必要不可欠となっています。

県では、これまで、「男女共同参画社会基本法」（平成11(1999)年6月制定）に基づく都道府県計画である「とちぎ男女共同参画プラン」を平成13(2001)年3月に策定し、以降、5年ごとに改定を行いながら、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

この間、「栃木県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の制定や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（以下「DV防止計画」という。）の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（以下「栃木県女性活躍推進計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

その結果、男女共同参画についての県民の理解が広がり、仕事と生活の調和のとれた職場環境の整備や働く場における女性の活躍が徐々に進んできましたが、未だ根深く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景とした課題が残っています。また、依然として配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害が後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が残されています。

このため、条例の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、施策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」（以下「計画」という。）を策定するものです。

### 【条例基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会の動向を踏まえた取組

## 2 計画の性格と役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (3) 県はもとより、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。
- (4) 本計画に基づく各種取組により、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとして、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」などの実現に貢献します。

## 3 他の計画との関係

本計画は、「とちぎ創生15戦略（第2期）」、「栃木県女性活躍推進計画（第2期）」、「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」、「第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」等と調和のとれたものとしします。

## 4 計画の期間等

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。  
本計画の実施状況については、毎年、条例第7条に基づく報告書を作成し、公表します。